

平成26年太宰府市議会第1回(3月)定例会
総務文教常任委員会会議録

平成26年3月3日(月)

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成26年太宰府市議会第1回定例会 総務文教常任委員会〕

平成26年3月3日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第8号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第9号 太宰府市てす両条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第10号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第11号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
日程第5 議案第12号 太宰府市上下水道事業センター条例の制定について
日程第6 議案第13号 太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
日程第7 議案第15号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

2 出席委員は次のとおりである（5名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	渡邊美穂	議員
委員	福廣和美	議員	委員	不老光幸	議員
〃	藤井雅之	議員			

3 欠席委員は次のとおりである（1名）

委員 長谷川公成 議員

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

総務部長	三笠哲生	市民生活部長	古川芳文
教育部長	今泉憲治	教育部理事	堀田徹
会計管理者	松本芳生	議会事務局長	坂口進
総務課長	友田浩	経営企画課長	濱本泰裕
情報・公文書 推進課長	百田繁俊	公共施設整備 推進課長	原口信行
管財課長	久保山元信	税務課長	吉開恭一
納税課長	伊藤剛	教務課長	井上均
生涯学習課長	木原裕和	中央公民館長 兼市民図書館長	田村幸光

文化財課長	菊 武 良 一	学校教育課長	森 木 清 二
監査委員事務局長	関 啓 子	会 計 課 長	緒 方 扶 美
議 事 課 長	櫻 井 三 郎	協働のまち推進課 地域コミュニティ推進係長	今 村 誠 二
協働のまち推進課 防災安全係長	竹 崎 雄一郎		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 白 石 康 子

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第8号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第8号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。執行部からの説明を求めます。

管財課長。

○管財課長（久保山元信） 議案第8号、太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。議案書は29ページからでございます。条例改正新旧対照表は1ページでございます。今回の改正は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年1月3日に施行されたことに伴い、法律名称が変更されたことから、太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。改正内容については、新旧対照表の1ページをご覧ください。原文では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」となっておりますが、今回、この法律の適用範囲拡大のために、条文中にあります改め文の「被害者の保護等」と改正されておりますことから、本条例の一部改正を行うものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時02分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第9号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第2、議案第9号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部からの説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 議案第9号、太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。資料は議案書31、32ページ、条例改正新旧対照表は2、3ページでございます。

今回の改正は、市が保有する課税資料のうち、市民から希望が多く一般に公開しても支障がない地図等につきまして、手数料を徴しまして閲覧及び写しの交付ができるよう改正を行い、併せて条例中の用語の整理を行うものでございます。

具体的な内容については、条例新旧対照表をお願いいたします。

別表の26の項中の「字図の閲覧及び写し」を「地籍図の閲覧及び写しの交付」に改めます。「字図」という言葉を現在の法令用語に合わせて整理するものでございます。

次に、現行の27から39までの項を3項ずつ繰り下げ、27から29までの項に「地籍集成図」「地番図」及び「航空写真」に関する規定を加えます。

「地籍集成図」は地籍図の縮尺を大きくしてより広範囲を示したもの、「地番図」は地籍図をGIS、地理情報システム上で運用できるようデジタル化したもの、「航空写真」は固定資産の評価替えの際に撮影したものでございます。

1件あたりの手数料は図面の大きさやカラー印刷か否かによりほかの手数料と均衡を図らせていただき、地籍集成図は500円、地番図は300円、航空写真は500円としております。

本条例の施行日は、議案書32ページの附則のとおり、平成26年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 2点伺います。現在ですね、だいたい地籍図等の交付がだいたいどのくらい件数があるのかというのをお示しいただきたいのが1点と、この手数料についてですが、さきの12月議会で消費税の引上げ関連の見直し等の議案が多数提出されましたが、その消費税との関連はどうなっているのか、答弁をお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 交付件数につきましては、手許に資料がございませんので、後ほどご報告させていただきます。決算書の方で、昨年の件数については事務報告書の中でご報告させていただいております。後ほどご報告させていただきます。

それから、消費税の取り扱いでございますが、手数料条例については消費税については特に、消費税のアップによって手数料を上げるということは考えておりません。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

私から1点。電子データの交付みたいなことは行っているのか。やっていないですよ。どのあたり、そもそも手数料というよりも、それをサイトに載せればいいことだけれど、どのあたりからやらないのか。例えば航空写真は航空会社に著作権といいますか、著作権、利用の基本的な権利があると思いますが、そういった関係もあると思うのですよね。だけれども、市が独自に作成したものに関しては大いに頒布したっていいと思うのですが、そのあたりのお考えをお聞かせください。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） さきほどご説明いたしましたように、課税用の資料ですから、一般に公開しても差し支えないものと考えております。今回交付いたします地番図については、地籍図をデジタル化したものでございます。地籍図そのものは市の方でも管理しておりますけれども、原本については法務局の方でも公開されておりますので、これは公開しても支障はないという判断に立っております。航空写真につきましては、精度の良し悪しはあろうかと思いますが、グーグルだとかそういった一般の検索サイトの方で公開されている内容とほとんど変わりませんので、そのあたりで公開しても差し支えないというふうな判断のもとに、今回公開するような取扱いにしております。一応、そういうことで一般に公表しても支障がないというふうなところで判断をしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時08分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第10号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○委員長(門田直樹委員) 日程第3、議案第10号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。執行部からの説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(森木清二) 議案第10号、太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。国分学童保育所の新年度入所予定者数が定員の65人を超過するために、分割することによりまして超過者の解消を図るものでございます。直近の入所希望者につきましては、1年生から3年生までで現在79人の予定でございます。今あります学童保育所をもう一つ分割いたしまして、その解消を図るものでございます。資料につきましては、議案書33、34ページをお開きください。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで、意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時09分)

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議案第11号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

○委員長（門田直樹委員） 日程第4、議案第11号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」を議題とします。執行部からの説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 議案書35ページから39ページ、議案第11号、太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

平成26年4月1日付で実施いたします機構改革に伴いまして、昨年の12月議会におきまして、太宰府市事務分掌条例の全部改正、及び太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定につきまして、ご承認をいただいたところでございますが、今回は部名や課名の変更、また、文化・スポーツを教育委員会の職務権限から地方公共団体の長に移しましたことから、関係する条例を一括して整理するための条例の制定でございます。

詳細につきまして、条例新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の5ページをご覧ください。

まず、第1条、太宰府市予防接種健康被害調査委員会設置条例につきましては、第10条の中の健康福祉部保健センターを地域健康部元気づくり課に改めるものでございます。

次に、第2条、太宰府市公園条例につきましては、第5条及び第13条、第14条の教育委員会が別に定めるを、市長が別に定めるに改めるものでございます。

次に第3条、太宰府市都市計画税審議会条例につきましては、第6条中の市民生活部税務課を市民福祉部税務課に改めるものでございます。

次に、条例新旧対照表の6ページ、第4条太宰府市附属機関に関する条例につきましては、新旧対照表の8ページから13ページに別記1として掲載しておりますが、まず8ページから11ページの最初までが現行、11ページから13ページまでが改正案となっております。ここで、10ページの終わりから11ページの最初にあります、太宰府市総合体育館建設調査研究委員会、太宰府市文化振興審議会、太宰府市生涯学習推進協議会、太宰府市芸術作品顕彰委員会について、現行では教育委員会の所管となっておりますものを削除いたしまして、改正案の13ページの最初、市長が所管する委員会等としてこの4つの委員会等を挿入し、この4つの委員会等を市長に属する附属機関に改めるものでございます。

次に、6ページに戻りまして、第5条、太宰府市都市計画審議会条例につきましては、第9条中の建設部都市計画課を建設経済部都市計画課に改めるものでございます。

次に、第6条、太宰府市国民保護協議会条例につきましては、第7条中の総務部協働のまち推進課を総務部防災安全課に改めるものでございます。

次に第7条、太宰府市スポーツ推進審議会条例につきましては、第2条及び第3条、第5条、第8条、第9条の中の教育委員会を市長に、教育部生涯学習課を地域健康部スポーツ課に改めるものでございます。

最後に、第8条、太宰府市インフルエンザ等対策本部条例につきましては、第6条第2項及び第3項中の健康福祉部長を地域健康部長に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

では、私から1点。確かに法令関係で対応しないといけないものはあると思うのですよね、例えば教育委員会、教育長、代表教育委員を設けるような国の方針がありますよね、けどまだ決定までには至っていないと思う。我々もそうだけれども、市長の任期もあと1年ですよね、毎年やっていますがここでまたやる必要があったのかということがどうしても、私自身疑問であるし、回りからも聞くんですよね。それとネーミングは工夫されたと思いますが、説明聞けば、こっち側が窓口関係で、こちら側が書類交付等なのかなと、我々が聞けば若干分かるけれども、なかなか一般市民、来庁された方々含めて難しいのではないかという気持ちがあるのですが、そのあたりどんなふうにお考えでしょうか。

経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 今回、一つ大きな契機となりましたのは、やはり体育館建設に伴いましてスポーツを広く市民の方の健康づくりのために行っていくという部分がございます。また、昨年度プラム・カルコア太宰府、その施設を文化芸術の発信拠点としてこれから積極的に市民の方に出てきていただいて、これも健康づくりにつなげていくという大きな流れがございます。また、教育の関係の中でも特に文化・スポーツにつきましては、条例に定めることに市長部局に持っていくことができるという法律が平成19年に改正されまして、全国的にも文化・スポーツについては、市長部局の中で広く市民の方と一緒に進めていくというようなスタンスも全体の流れとしてございましたものですから、今回、昨年12月議会で条例の改正案を提案をさせていただいたところでございます。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課とかは私も求めたし、ただ最小限にすべきではなかったかと思ったわけです。

ほかにありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 条例とは直接関係ないかもしれませんが、上下水道部が松川公共施設に移りますよね、そして機構改革に伴って配置がいったいどういうふうに計画されているのかということと、そういった配置を含めてこの機構改革にかかる予算が全体でどれくらい、張替えとか名称変更とか電話線の引き替えとかいろいろあると思いますが、だいたいどれくらい見込んであるのか、以上2点お願いたします。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） まず庁舎内の配置でございますが、現在内部で検討を進めておりまして、基本的に1階に新しく市民福祉部、市民の方へ主にサービスを提供する窓口サービスを提供する場所、そういったものを集めていきたいというふうに思っております。それから、2階の上下水道部の移動後ですが、今度新しくできます地域健康部、こちらを中心に配置をしていきたい

というふうに考えておるところです。

また、今回の機構改革に伴いまして、庁舎内の改修工事、若干サイン、各課の看板等もございまして、新年度予算の中で、140万円ほど計上させていただいておるところでございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） その140万円は見たのですけれど、例えばサインだけではなく封筒とかも全部変えなければならないですよ、税務関係の名称とかも。それも全部含めて140万円でもいいのですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 税務課などの大量の封筒につきましては、ほとんどのものが毎年度印刷をしております。ですから、今回4月に機構改革を実施するというので、途中での新たな費用というのは、今のところ見込んでおりません。他のものについては、役所で使用しているほとんどのものがゴム印を打つようになっておりますので、若干ゴム印を新たに購入することになると思っております。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時19分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第12号 太宰府市上下水道事業センター条例の制定について

○委員長（門田直樹委員） 日程第5、議案第12号「太宰府市上下水道事業センター条例の制定について」を議題とします。執行部からの説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） 議案第12号、太宰府市上下水道事業センター条例の制定について、ご説明

申しあげます。

資料は議案書の40、41ページでございます。本議案につきましては、地方自治法第155条第1項の規定に基づきまして、条例を制定するものでございます。制定内容でございますが、松川の国士舘大学太宰府キャンパス跡地内の旧管理棟の名称を、上下水道事業センターとするものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時20分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 議案第13号 太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

○委員長（門田直樹委員） 日程第6、議案第13号「太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。執行部からの説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） 議案第13号、太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、ご説明申しあげます。

資料は、議案書の42から44ページでございます。本議案につきましては、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の任用、給与等の状況、分限及び懲戒処分等の状況などを市民の方々に公表し、太宰府市の人事行政運営における公正性及び透明性を確保するため、条例を制定するものでございます。制定内容でございますが、第2条で任命権者、この任命権者とは市長のみならず教育委員会や議会、議長等も含まれますが、毎年8月31日までに、第3条に規定しております任用、給与、分限及び懲戒などの状況を報告しなければならず、市長はその状況を毎年12月31日

までに公表することとしております。公表の方法については、第7条に規定しておりますが、市広報、市ホームページ、並び窓口において閲覧する方法を採るように規定しております。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 第3条の第5号なのですが、職員のサービスの状況というのは、具体的にどういことなのでしょう。勤務時間とかは別にありますけれども。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（友田 浩） 報告内容といたしましては、職務専念義務の免除をした時間でありますとか、営利起業に従事した場合の許可件数とか、そういうものを報告するように予定しております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

私から1点。第7条の第1号、市のホームページに掲載するという条項があるのですが、市の作成した文書、印刷物を取り込んで出すのではなく、市が作ったものだから、テキスト検索ができるような、例えばPDFでやるにしても、ただのイメージではない方法で検索すべきと思いますが、考えを聞かせください。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） 報告書をPDF化して貼り付けるように予定をしておりますので、用語検索ができるか…。

○委員長（門田直樹委員） はい、この件については会派代表質問の方でさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時24分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第15号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第7、議案第15号、平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）についての当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補足説明をいただく際、関連のある別の補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

執行部におかれましては、関連のある補正については、併せて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。補正予算書の歳出、16、17ページをお開きください。

2款1項7目、財産管理費、及び関連する補正項目について併せて説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（久保山元信） 2款総務費、1項総務管理費、7目財産管理費、細節992庁舎維持管理費、事業費といたしましては、1億1,660万8,000円でございます。内訳といたしまして、庁舎改修工事設計監理等委託料631万8,000円、工事請負費11億29万円でございます。事業の概要でございますが、防災拠点である市庁舎の非常用電源設備、この分につきましては本庁舎新築時、昭和59年のものがございます。さらに、非常用電源を長時間安定した電力を確保し、この設備の更新、及び電源回路の追加など機能を向上させ、大規模災害時にも防災拠点として機能を果たせるように発電設備の充実強化を図るため、庁舎非常用電源設備工事として取り替えを行うものであります。

このための財源として、平成25年度緊急防災減災事業債を活用して、平成25年度分の事業債として3月補正予算にお願いし、事業年度、工事についてでございますが翌年度の繰越明許ということで、庁舎非常用電源設備工事を行うものでございます。

補正予算の財源といたしましては、歳入の関係がございますので補正予算書12、13ページをお開きください。21款市債、1項市債、1目総務債、2節の庁舎整備事業債として、1億1,660万円計上させていただいております。それから、7ページになりますが、第4表、地方債の追加補正でございますが、庁舎整備事業債として1億1,660万円を計上させていただいております。

また、4ページの第2表繰越明許費補正をご覧ください。2款総務費1項総務管理費ということで、翌年度事業ということで繰越明許費、庁舎非常用電源設備整備事業1億1,660万8,000円を繰越明許させていただいております。

続きまして、同じく7目の財産管理費、細節993松川公共施設庁舎分整備事業費6,344万7,000円、工事設計監理等委託料として409万8,000円、施設の改修工事費として工事請負費5,934万9,000円を計上させていただいております。松川公共施設庁舎分につきましては、旧管理棟につきまして、昨年の6月補正で耐震診断の補正予算をお願いし、本年1月にその耐震診断結果が出ております。旧管理棟につきましては、上下水道事業センターが入居することから、耐震補強工

事が必要であることが判明いたしました。また、上下水道事業センターを設置することから、早期の耐震補強工事が必要であります。今回、先ほども庁舎分でもご説明いたしましたが、平成25年度緊急防災減災事業債を活用し、耐震補強工事を行うものでございます。事業については、翌年度の繰越ということになります。

これも歳入の関係がございまして、12、13ページの21款市債、1項市債、1目総務債、3節松川公共施設庁舎分整備事業債として、6,340万円を計上させていただいております。

それから7ページの地方債補正としまして、松川公共施設庁舎分整備事業債6,340万円を補正させていただいております。

さらに、4ページ、繰越明許費補正といたしまして、表の上から3番目、松川公共施設庁舎分耐震補強事業といたしまして、6,344万7,000円を計上させていただいております。

以上が説明でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 庁舎維持管理費の方で伺いたいののが、非常用発電の工事の期間がどれくらい見込まれているのか、説明であって私の聞き逃がしだったら申し訳ないですが、答弁をお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（久保山元信） 繰越で工事をさせていただく関係がございまして、設計を見ても分かりませんが、そこまで詳細には詰めておりませんが、年度内には終わる予定にはなっております。ただ、電気回路の追加工事などいろいろございまして、庁舎の行事等の関係もございまして、時期を見ながら工事をすすめていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） それに併せて松川公共施設の方ですが、施設改修工事も翌年度にまたがると今説明がありましたが、上下水道が移動して業務をスタートすると同時に工事もされるのか、それとも工事が終わった後に上下水道の移動がもう少しあとになるのか、そのあたりまで詳しく説明ができればお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（久保山元信） 上下水道が移動した後に耐震補強工事を考えておりますので、補強工事については実際設計がどのようになるのかわかりませんが、内部の事務に影響のないような工事ということで考えておりますので、移動の後になります。

○委員長（門田直樹委員） ほかに。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 庁舎の分ではないのですが、関連で、市が持っている施設で被災され

た方々が避難してこられる場所が何か所かありすね、体育館とか。そういったところに関する非常電源の確保です、これは今のところ計画はされているのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（久保山元信） 庁舎分につきましては、消防法の規制で非常用発電を確保しないとけない、例えば2時間以上動かないといけないというような規定があります。その分で昭和59年の庁舎新築時に非常用発電を設けておりますので、避難所の施設の分が消防法でどうなっているのかというのは、各施設によって違ってくるかと思えます。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 今日には避難所関係の所管課長の藤田が家庭の事情で欠席しておりますので、私から少し補足説明をさせていただきたいと思えます。ご存じのとおり、第1次避難所は現時点では地区公民館を予定しておりますし、第2次避難所はそれぞれの公共施設、学校の体育館あるいはいきいき情報センターなどを活用しております。非常用発電につきましては、現在その施設に持っているところは現存ではないと思っております。九州電力(株)の送電計画とも照らし合わせながら、太宰府市内が一つの送電で賄われているのではなく、何ブロックかに分かれていることを確認をさせていただきました。もし停電等が発生した場合には、非常用発電機のポータブル的なものを持っておりますので、それを設置するなどに対応していきたいと思っております。現在、そのあたりを含めて地域防災計画については、改定作業をすすめておりますので、避難所の方々が安心して避難生活をできるような対応を当然考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款1項9目、財政調整基金費、及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 補正予算書16、17ページ、2款1項9目25節積立金、細目330基金積立金の財政調整資金積立金1億314万6,000円につきまして、ご説明をさせていただきます。これにつきましては、関連する歳入といたしまして補正予算書12、13ページ、16款2項1目1節、土地売払代金をご覧ください。今回、大佐野三丁目の用地など、4件の市有地を売却いたしましたので、その売払い代金、1億314万6,000円を歳入に計上いたしまして、同額を財政調整資金に積み立てるものでございます。

また、関連がございますので、同じく補正予算書12、13ページの18款1項1目10節、財政調整資金繰入金949万円につきましても、ここで説明させていただきます。今回の3月補正財源調整といたしまして、財政調整資金949万円を充てるものでございまして、今回、この増減額を加えました補正後の財政調整資金残高といたしましては、24億6,759万1,547円となる予定でございま

す。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款2項1目、企画総務費、及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 補正予算書16、17ページ、2款2項1目25節積立金、細目800のまちづくり推進費530万円につきまして、ご説明させていただきます。

内容につきましては、まほろばの里づくり事業基金積立金20万円、歴史と文化の環境整備事業基金積立金500万円、古都みらい基金積立金10万円をそれぞれ増額する補正でございます。

関連する歳入といたしまして、まず補正予算書10、11ページ、1款7項1目1節、現年課税分をご覧ください。今回、歴史と文化の環境税が6,700万円ほど見込まれますために、500万円の増額補正を行い、同額を歴史と文化の環境整備事業基金に積み立てるものでございます。

次に、補正予算書12、13ページ、17款1項2目1節、企画費寄附金をご覧ください。まちづくり支援指定寄附につきましては5万円の増、ふるさと太宰府応援寄附につきましては、15万円の増が見込まれますために、それぞれ増額補正を行いまして、合算額20万円をまほろばの里づくり事業基金に積み立てるものでございます。

また、古都みらい基金指定寄附につきましても、10万円の増が見込まれますために増額する補正でございまして、同額を古都みらい基金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款2項5目、地域コミュニティ推進費について説明をお願いします。

協働のまち推進課地域コミュニティ推進係長。

○協働のまち推進課地域コミュニティ推進係長（今村誠二） 補正予算書16、17ページ、2款2項5目19節負担金、補助及び交付金、細目240のコミュニティバス関係費、コミュニティバス運行補助金の補正額193万1,000円につきましては、今年度の運行補助経費のうち車両の修繕費といたしまして、まほろば号のエンジン修理のため、オーバーホールが必要となったことと、昨年秋にそれまでもパワースポットとして賑わいをみせておりましたが、宝満山が国の史跡に指定されたことや、かまど神社のライトアップが実施されることから、秋の紅葉シーズンと合わせまして内山

行きの利用者の増加が見込まれることを予想し、乗りこぼし及び渋滞対策として実施させていただきました、まほろば号内山行きの追走便及び臨時便の運行経費としまして、合計193万1,000円の補正をいたしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 内山行きの増便されたのは、現実的にどうだったのでしょうか。実際にその利用者はかなり多かったのかということと、今年度の当初予算に今年もまた内山が賑わうことを望むんですが、そういったことを見込んで当初予算に入れてあるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課地域コミュニティ推進係長。

○協働のまち推進課地域コミュニティ推進係長（今村誠二） まず臨時便におきましては、10月26日から12月8日の土日祝日15日間実施いたしまして、遅れによる追走便が71便出ておまして、乗客数が1,210人、臨時便につきましては、ライトアップが行われました11月9日から12月8日の土日祝日実施いたしまして、36便出して利用者が130人となっております。

現状、新年度の予算につきましては、この分についてはまだ協議中のございまして、見込んではおりません。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書20、21ページをお開きください。

9款1項1目、常備消防費について説明をお願いします。

協働のまち推進課防災安全係長。

○協働のまち推進課防災安全係長（竹崎雄一郎） 補正予算書20、21ページ、9款1項1目、細目070常備消防費、19節負担金、補助及び交付金について説明させていただきます。筑紫野太宰府消防組合の歳出予算減額に伴います太宰府市の負担分7,415万6,000円を減額補正するものであります。減額となりました主な内容といたしまして、現在、筑紫野太宰府消防本部の庁舎建替え工事を行っておりますが、その建設事業費の減、消防職員の給料減、それに伴います共済費、手当等の減額が主な理由となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 負担金の減額という提案は今分かりましたが、初歩的なことを聞くようで

申し訳ないのですが、当初予算で負担していた分が減額になったということは、要は歳入に帰ってくる部分が挙がっていないとおかしいのかなと思うのですが、そういったものが見当たらないのですが、それは次年度の負担金等で調整される仕組みになっているのか、そのあたりお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 消防組合の負担金につきましては、期を分けてずっと納入しております。この補正予算につきましては、消防組合議会の方でも昨年12月議会で議決をされております。最後の負担金の請求額がこの額、減額されて請求するというかたちで調整をさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、9款1項3目、消防施設費について説明をお願いします。

協働のまち推進課防災安全係長。

○協働のまち推進課防災安全係長（竹崎雄一郎） 補正予算書20、21ページ、9款1項3目細目070、消防施設整備関係費、19節負担金、補助及び交付金について説明させていただきます。配水管新設工事を行う際に実施をいたしております新設消火栓の設置工事が本年度2カ所で工事費108万円となる見込みのため、当初予算額150万円から差し引き42万円を減額補正するものであります。

続きまして、同じく細目071、消防施設維持管理関係費、19節負担金、補助及び交付金につきまして、説明させていただきます。消火栓維持管理負担金は、市道の舗装改良工事に伴い、消火栓ボックスの入れ替えなどを実施するため、本年度4カ所186万4,000円の見込みとなりました。当初予算額35万円から不足額151万4,000円を増額補正するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、9款1項5目、災害対策費、及び関連する補正項目について併せて説明をお願いします。

協働のまち推進課防災安全係長。

○協働のまち推進課防災安全係長（竹崎雄一郎） 補正予算書20、21ページ、9款1項5目、細目070災害対策関係費、13節委託料について説明させていただきます。本市の全国瞬時警報システム、Jアラートシステムでございますが、コミュニティ無線と連動しており、国から発信される緊急時の電文が自動起動によって直接放送されるシステムとなっております。昨年8月30日施行

の改正気象業務法によります特別警報等の実施に伴いまして、Jアラートで受信する気象庁の電文が切り替わるため、国から自動起動機器の改修と機器のバージョンアップを求められたため、改修費用といたしまして299万6,000円を増額するものでございます。

関連がございますので、併せまして補正予算書4ページの第2表をお開きください。繰越明許費といたしまして、9款1項、事業名Jアラートシステム改修事業299万6,000円を補正させていただきます。

続きまして、同じく20、21ページでございます15節、工事請負費についてご説明させていただきます。コミュニティ無線は平成25年度末で73基となりますが、難聴地域の解消のため14カ所の増設4,410万円を計上いたしております。

関連する歳入といたしまして、補正予算書12、13ページをお開きください。21款1項5目消防債、緊急・防災減災事業債により歳出補正予算額と同額の4,410万円を計上いたしております。

併せまして補正予算書4ページの第2表をお開きください。繰越明許費補正といたしまして、9款1項、事業名コミュニティ無線子局設置事業4,410万円を計上させていただきます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款2項の小学校費、10款3項の中学校費、及び関連する補正項目について併せて説明をお願いします。

教務課長。

○教務課長（井上 均） 10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、細目151施設整備関係費、15節工事請負費についてご説明いたします。今回工事する内容につきましては、例年行っております大規模改造工事と、災害時の落下による被害が大きい体育館のつり天井の改修でございます。まず、大規模改造工事の箇所につきましては、水城小学校の北棟東側、水城西小学校南棟の内部改造工事を考えております。また、体育館のつり天井につきましては、太宰府南小学校を行います。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費、細目151施設整備関係費、15節工事請負費についてご説明いたします。工事個所につきましては、大規模改造工事は太宰府中学校管理棟の外部を行います。また体育館のつり天井につきましては、太宰府西中学校、太宰府東中学校、太宰府小学校を改造いたします。なお、太宰府西中学校と太宰府東中学校につきましては、柔剣道場の天井についても改修を行います。

関連といたしまして、歳入につきましては、10、11ページをお開きください。14款国庫支出金、2項国庫支出金、4目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金4,773万2,000円の内訳につきましては、大規模改造の学校施設環境改善交付金3,996万6,000円と、体育館つり天井の防災対策

推進学校施設環境改善交付金776万6,000円でございます。

次に2節中学校費補助金5,071万1,000円の内訳につきましては、大規模改造の学校施設環境改善交付金1,717万5,000円と、体育館つり天井の防災対策推進学校施設環境改善交付金3,356万6,000円でございます。

続きまして、同じく関連の歳入といたしまして、14、15ページをお開きください。21款市債、1項市債、3節小学校債、小学校施設整備事業1億7,830万円を計上いたしております。

同じく、4節中学校債、中学校施設整備事業1億5,470万円を計上いたしております。

続きまして、7ページをお開きください。第4表地方債補正について、ご説明いたします。小学校施設整備事業債1億7,830万円、中学校施設整備事業債1億5,470万円を21款で説明いたしました市債と同額を計上しております。

続きまして、4ページ第2表繰越明許費補正のご説明をいたします。工事につきましては、平成26年度に実施しますので繰り越しをお願いするものです。

追加の10款教育費、2項小学校費、諸学校防災対策推進事業2,330万円は小学校体育館のつり天井改修事業費でございます。次に3項中学校費、中学校防災対策推進事業費1億70万円は中学校体育館つり天井改修事業費です。

次に変更の10款教育費、2項小学校費、小学校大規模改造事業費は昨年12月議会で議決をいただきました設計料1,250万円に工事費を加えた2億2,600万円になっております。3項中学校費、中学校大規模改造事業費も設計料550万円に工事費を加えました1億1,100万円の繰り越しをお願いするものです。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 小中学校費一括で質問させていただいてよろしいですか。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですよ。

○委員（藤井雅之委員） 今課長から説明をいただきました、小中学校の体育館のつり天井等の非構造部材の関係ですけれども、これは以前私も一般質問させていただいた部分なんですけど、つり天井というのは、私は非構造部材のつり天井とか照明やバスケットボールのゴールなどの設備などを含めたところまでの部分の対応を、当時一般質問した記憶があるんですけど、今回対応されるのはつり天井の部分だけなのか、それとも体育館全体にある非構造部材が全部対応されるということが含まれるのか、まずお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 教務課長。

○教務課長（井上 均） 非構造部材ということになりますと、範囲は広がるだろうと思います。

ただ今回、特に国の方から改修を求められているものは災害時に被害が大きいということで、高さ6メートル以上の天井を有するもの、それと200㎡以上の床面積を有する天井部分について

を、今回考えております。ただ、太宰府東中学校、太宰府西中学校ではバスケットコート天井からつるしている部分がありますので、点検等ができませんので、今回は撤去を考えております。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） それともう一つ、歳入に関してですね、11ページでお伺いしたいのですが、今提案されている学校施設環境改善交付金というのが小学校費、中学校費、あとこの後に出てくる保健体育費にも出てくるのですが、これは1本の補助金を3つの事業に分けて使うという提案なのでしょうか。そのあたりについて、歳入の細かいところを詳しくご答弁いただきたいのですが。

○委員長（門田直樹委員） 教務課長。

○教務課長（井上 均） 国の方の補助項目が、学校施設環境改善交付金になっておりますので、こちらの方でしております。また、つり天井につきましては、今回新たに防災対策推進学校施設環境改善交付金というのがつり天井の補助名義になっておりますので、それで挙げております。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 確認ですが、つり天井の方ではなくて、学校施設環境改善交付金というのが1本補助金があって、3つの事業を振り分けてここで提案されてあるということよろしいのですか。

○委員長（門田直樹委員） 公共施設整備推進課長。

○公共施設整備推進課長（原口信行） 学校施設環境改善交付金というのは、この3つを合わせて1本の内示で国から県からいただいているという状況でございます。内訳といたしまして3本に分かれているということでございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） すみません、さきほど9款1項5目、災害対策費で第4表の説明がもれていましたよね。

経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 起債の関係でございますので、私の方から説明させていただきます。

さきほど歳出のところの説明いたしました、コミュニティ無線設置工事4,410万円についてでございますが、これについては同額を市債として災害対策事業債4,410万円を計上させていただいております。これに伴いまして、第4表地方債補正、災害対策事業債ですが、現在の680万円に4,410万円を追加させていただき、5,090万円に補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） この件についてはよろしいですか。

10款2項、3項についてもよろしいですかね。

次に進みます。

同ページ、10款5項1目、保健体育総務費、及び関連する補正項目について併せて説明をお願い

いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、事業細目135、総合体育館建設関係費10億1,900万円について説明させていただきます。今回の補正につきましては、先日の総合体育館建設問題特別委員会で説明させていただきましたとおり、できる限り有利な条件で予算措置を行うということで、平成26年施工分の事業費を平成25年度前倒しで予算化するものでございます。工事は平成26年度、平成27年度の2カ年で実施いたしますが、平成26年度の出来形を50%、予算の執行についてはその8割である概ね40%に係る予算を計上しております。それでは、節ごとに説明させていただきます。

まず、12節役務費、100万円でございますが、これは建築工事前に必要な法定手続き、建築確認申請等の手数料を計上しております。

次に13節委託料、800万円でございますが、これは工事施工時に工事で築造中の成果物が設計図書と整合しているか、また法令に準拠して施工されているかを逐次確認、点検するとともに、その結果を発注者に報告する業務です。

次に15節工事請負費、10億円でございます。総工事費の約40%分を予算ベースで計上しております。

続きまして、22節補償、補てん及び賠償金1,000万円でございますが、これは用地取得に伴いまして県保健環境研究所の宅内排水管の補償費でありまして、福岡県に支払うものでございます。

次に20ページをご覧ください。財源を示しております。まず特定財源の国庫支出金でございますが、1億1,201万3,000円を充当いたします。次に地方債でございますが、8億8,790万円を充当いたします。一般財源につきましては、補助金や起債対象外の経費その他で1,908万7,000円を充当いたします。以上のとおり総額10億1,900万円の補正となっております。

関連いたしますので、歳入の説明をさせていただきます。まず、10、11ページをご覧ください、14款2項4目7節、保健体育費補助金として、学校施設環境改善交付金1億1,201万3,000円を計上しております。次に12、13ページをご覧ください。21款1項6目7節、教育債といたしまして、保健体育施設整備事業債8億8,790万円を計上しております。

次に4ページ、第2表繰越明許費補正をご覧ください。下から2行目10款5項、体育複合施設整備事業10億1,900万円、先ほど説明させていただきましたが、すべて平成26年度に繰越させていただきます。

次に7ページ、第4表地方債補正変更保健体育施設整備事業債1億4,940万円に8億8,790万円を追加し、10億3,790万円に補正しております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 先の会議の時に、この総額の増額について説明をされたんですが、今回国の補助金をいただいて建設をするということで、確か市長が12月議会だったのでしょうか、はっきり覚えてませんが、市長が直接国の方に要望に行って、この補助金を頂いてきたいというふうなお話をされたと思うのですが、実際にこれは国の方に要望には行かれたのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 総合体育館建設問題特別委員会の中でも私をご報告させていただきましたけれども、先ほど財源の関係でお話がありました学校施設環境改善交付金につきまして、国の経済対策等の動向もまだはっきりしていない部分もございましたけれども、前倒しをしていただければ交付金の関係、あるいは補助事業に対する裏負担の起債充当の関係、その起債の償還に対する交付税措置の関係が非常に有利であるということで、この体育複合施設、いわゆる総合体育館も含んで今回の学校施設環境改善交付金、国の補正予算が認められてそういう動向にあるのであれば、ぜひ採用してほしいということで文科省の方で要望活動を行ってあります。現時点では内示の決定をいただいているところです。これにつきましては、先ほどから申しておりますとおり、学校施設の大規模改造と同じ交付金の中で取り扱われるということになります。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） その国に対する要請は、いつ頃行かれたのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 日には日程表を見ないと分かりませんが、年明けて1月だったろうと思います。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 私がどうしても増額にこだわっているのは、昨年12月議会で芦刈議員及び私の一般質問に対して、特に芦刈議員の答弁で副市長が変わらないと、6月ぐらいには状況も好転しているであろうから、今の額でいけますという内容の答弁をされているんですね。1月に文科省に行かれる時にはですね、やっぱりある程度総工費の目算というのを立てて当然文科省に借金をお願いに行くわけですから、行かれたと思うのですよ。その時点で22億円ではもうなかったと思うんですね。それで全体の総工費からいったいどれくらいの割合でこれくらいの交付金が来ますよという、当然向こうは算定をするわけですから、1月に行かれたということは、議会の答弁をしてから約半月後にはもう国の方には、おそらく新しい値段の交渉で行かれたのではないかなと思うんですね。やはり議会人として12月に私たちは一般質問できちんと答弁を求めて、それに対して答弁をいただいて、それに対する信頼をしているわけなんですけれども、半月足らずでその額が4億円も、それが本当に4億円で済んでいるのかわかりません、国に対して要望されたときにはもしかしたら30億円程度で要望されたのかもしれませんが、それはわかりませんが、おそらく交付税の申請に行かれる時に22億円で行かれたということはありません。

すね。私としてはやはり、それに対して非常に遺憾ですね。半月足らずですよ、お正月休みが入っていますから。それがなぜたった半月余りで変わってしまったんだろうというのは、非常に疑問に思うんですけども、それはもしかしたらもう12月議会のあたりからそういった目算はある程度出ていたのではないのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 渡邊副委員長の遺憾に思われるところについては、私も回答はでき兼ねますので、まず日程の関係ですけれども、12月議会の中ではご報告してますように、平成26年度の事業開始ということで当初予算の編成の段取りをいたしております。この国の補助金につきまして、平成25年度の中でどうなるのか、平成26年度継続するかどうか、まだわからない状況でした。だから、市長が行かれた時点では、まだはっきり平成26年度以降あるのかないのかということ、ただ平成25年度についてはこの事業について毎年行うということで、その判断をしながら国の方に要請活動をされたということです。ただ、首長と国の担当者とのお話ですので、何千何百何十万円必要だから、というようなお話では当然ない。だいたい総需用費がどれくらいの中ということと、学校の大規模改造も3事業含んでおりますので、総枠の中でだいたいこれくらいを予定しているけれども、というようなお話の中身であったろうと思います。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 総枠の中でというお話ではあったと思いますが、やはりその社会人として常識的に考えて、人にお金を借りに行くときに、だいたいこれくらい大枠で必要ですからと、最低限ですね、だいたい25億円とか、それが2、3千万円変わるということはあるかもしれませんが、その時点で4億円から5億円違う値段をすでに分かっておられたのではないかなと思うんですよ、これは総務部長に言っても仕方がない話かもしれませんが、そういった部分で総務部長は私の答弁については、予算ベースでというふうな回答されておりますので、ある意味誠実なご回答だったのかなと思いますけれども、議会への答弁についてはもう少し丁寧に正確な私たちできちんと答えていただきたい、特にこの問題は市民の方の関心も非常に高いし、議会の中でも意見が非常にわかれている問題ですから、丁寧な回答を私は要望したいと思っています。

○委員長（門田直樹委員） ここで、午前11時25分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時11分

~~~~~○~~~~~

再 開 午11時24分

○委員長（門田直樹委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（吉開税務課長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） さきほどの藤井委員のご質問に対しご回答いたします。地図の交付件数でございますけれども、平成24年度の交付件数は198件でございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） それでは、さきほどの件について、ほかに質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 総合体育館に関して1つだけ質問したいことがありますので。以前から言っていることで恐縮ですが、いわゆるこの総合体育館建設に合わせて、他の体育施設はどうするのかという見解なり計画を、ぜひ最終案提出までには出してほしいと思うんですが。出るでしょうか。答弁はだれでもいいですよ。

○委員長（門田直樹委員） 公共施設整備推進課長。

○公共施設整備推進課長（原口信行） 委員がおっしゃる公共施設のきちんとした今後の在り方について示すべきだというお考えは本当に、私もそのように感じているところでございます。ただ、どうしても施設というのは、その施設一つ一つについて、やっぱり愛着をもってそこでいろいろな競技などをされている方もいらっしゃるわけです。その方たちにどのような説明をするのかというのが、非常に難しい問題でございまして、これを議会にずっとお約束しておったのですけれども、公共施設白書というかたちでご提示したいというふうなかたちになっております。ただ、白書はまだステップの第1段階でございまして、カルテをきちんと出さないと、その公共施設を統廃合するのか、あるいは止めてしまうのか、存続させるのかということも決まらないのですが、まずは白書をですね、申し訳ございませんが松川公共施設の関係がございまして少し遅れ気味でございまして、こういう実態で使われているんだよと、こういう方たちが利用されているんだよと、それで経費はこれくらいかかっていますよというのを、まず市民の皆さんにオープンにしまして、その中から論議を出していくというようなことしか、なかなか厳しいかなというふうには、市が一方的にこの施設を潰すとか、潰さないとか、一緒にしてしまうとかいうことはなかなか今の段階では言えないというのが実情でございまして、今後の課題と考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 課長が言うことは分からないではないですよ、分からないことはないけれども、極端に言ったらこれだけ議員の中でも反対があるわけですよ、総合体育館建設反対を押しきってやることに比べたら、私は簡単だと思うけど。それぐらいの決断をしきれないといけないと思うんですよ。だからそれが5年計画であれ、10年先であってもいいんですよ。参考までに言うと、私がいろいろな人に聞くけれど、そこの体育館は福祉施設に統合すべきという意見が多いよ。そういう観点から一度アンケートを採って見たらどうですか。あそこの再利用を。総合福祉センターがあっても駐車場もない、体育館があっても駐車場がない、利便性が悪いということは誰がみてもそう答える。あそこが良いと言う人なんか誰もいない。ほとんど、私が市民の人に聞くけれども。総合体育館賛成の方にももちろん聞きますよ。そういうふうには聞いているけれども。と思うんですよ、だからこういうことを言ったらいけないけれども、もう少し我々賛成をしている議員にも楽な思いをして賛成させてほしいね。私はずっとそのことばかり考えている。早

くあそこを何とかしてくれと。それプラスアルファあそこですよ。あそことしか言わないけれど。だから厳しくなる一方だから、そこをお願いしたいわけ、皆さんに。市長がうんと言わないなら、何とか言わせてよ。だから、今すぐできないにしても、調査研究して、5年後、10年後でもいいんですよ、こういうふうにしたいと思いますから、何とか総合体育館を認めてくださいと言ってほしいな。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 他に。

では、ちょっと。今、福廣委員からのご発言に関して、関連することで私からも一言、違う観点からですね。総合体育館の利用にあたって、定期利用団体を認めるか認めないかについては、はっきりとした見解は確か受けていないと思う。さきほど課長が説明された愛着というのは、そこにしか行けないわけですよ、そこで活動を続けて行っている、いわゆる定期利用団体がおられるということで、その方たちを大事にするということは当然だと思います。また、体育センターについても一昨年くらいですか、耐震をやりましたね。それだけの税金も突っ込んでいるわけですよ。だから有効活用するのは当然だと思う。ですから、ずっと今までそれに関しては、ずっとしばらくは使っていくという回答をいただいているのは十分理解できます。もしそれを、何かでここを潰すとか潰さないとかいう話になると、それだけの説得力は要と思う。ですから、まずは体育館が今後どうなるか、総合体育館が行くような流れかもしれませんが、現存の体育館を現に使っている団体、個人がおられるわけですから、慎重なご判断をお願いします。これは要望です。

ほかにございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） さきほど伺った、この体育館の関係にも出ています学校施設環境改善交付金ですね、担当課長の方から答弁がありましたが、その内示というようなかたちのご発言がありましたが、内示というのは、これは国が、要は財源といいますか、この補助金を確定していると認識してよろしいのでしょうか。内示という意味合いを。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 内示はあくまでも内示という捉え方しかできないだろうと思います。ただ、交付決定は例年3月末ぐらいになるわけです。これは国の予算立てと、国会での予算審議の中での承認との兼ね合いがありますので、その関係で内示ということになっておりますが、例年内示を頂いた中で、それが認められないということはなかったということです。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかに。

それでは、歳入及び第4表の当委員会所管分については、歳出の審査の際にすべて説明・質疑を終えましたので、第2表、第3表の未審査分に移ります。

補正予算書4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正について、上段から順次所管課ごとに説明をお願いします。

表の上から2番目、2款1項の松川公共施設（庁舎分）整備事業について、説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（久保山元信） 2款総務費、1項総務管理費、松川公共施設（庁舎分）整備事業の繰越明許についてご説明いたします。金額は9,270万円でございます。松川公共施設につきましては、改修工事を進めているところでございますが、旧管理棟に耐震補強工事が必要であります。このため繰越で工事を行うため旧管理棟の改修工事をつきましても、耐震補強工事と併せまして、工事を調整しながら工事を行うことから、工事の繰越明許をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。9款1項の地域防災計画等改訂事業、防災ハザードマップ改訂事業について、併せて説明をお願いします。

協働のまち推進課防災安全係長。

○協働のまち推進課防災安全係長（竹崎雄一郎） それでは9款消防費、1項消防費、地域防災計画等改訂事業につきまして、ご説明いたします。昨年の災害対策基本法改正に伴い、避難所の指定基準が変更となり、現在の1次避難所、2次避難所が、指定緊急避難所、指定避難所となり、その避難所を災害種別ごとに指定することとなります。避難所の指定にあたりましては、国の立地基準と構造基準が合致した避難所を指定することとなりますが、現在国の方から構造基準が明示されていないため、避難所の確定が一部できない状況となっています。国の構造基準が決定し、その基準に基づく避難所の指定と、それに伴います避難計画を策定するため、期間が必要となるため繰越明許費補正とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

副廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということはね、各地域で防災計画を立てて、避難のうんぬんを決めるのは、これができないと意味がないということですね。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課防災安全係長。

○協働のまち推進課防災安全係長（竹崎雄一郎） ただいま自治会長等々と避難所指定について協議を進めておまして、ある程度避難をする先というのは、協議を進めている状況でございますので、それをもとに避難訓練等は行っていただくようになると思います。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員）　しかし、今の話だと災害に種類によって、大小によって、行き先が違うわけではないですか。逃げる場所も違う訳でしょう。それができないと、そんな自治会長といくら決めたって、何も意味ない。これができないことには、意味がないでしょう、と私は思う。災害の種類によって違う訳だから、簡単に地域防災計画なんか言ったって、作るだけで意味ないよ。現実的にどうするのかというのがないと、私は意味がないと思います。帳面上いくら作っても、委員会がいくら作ろうが、意味がないことは止めてよ。本当に意味のあることをしないといけない、太宰府には災害がないと思っているから、そうなるのではないか。本当にあれば、実際こういう災害があったときには、ここに逃げましょう、こういう逃げ方をしましょうというのを具体的に作らないと。災害がないときにじっくり検討して作っておかないと、災害の時に役に立たないですよ。現実的に全国でいろんな災害に遭ったところがある訳だから、そこを教訓として、そこを学びとして、太宰府の場合は、地震の場合は、地震のマグニチュードいくつ以上の時はどう、いくつ以下のときはどう、地域によって全部違うでしょう。山間のところ、平地のところ、川が近いところ、全部違う訳だから。そうすると、各公民館がどうあるべきなのかということは、見えてくる訳だから。

○委員長（門田直樹委員）　福廣委員、今は繰越明許費補正の部分ですので…。

○委員（福廣和美委員）　了解。今のは答弁は結構なので、そういうことを聞きたかったので、できるだけこれを早く作っていただきたいということで、お願いします。

○委員長（門田直樹委員）　よろしいですか。

防災ハザードマップ改訂事業について説明をお願いします。

協働のまち推進課防災安全係長。

○協働のまち推進課防災安全係長（竹崎雄一郎）　続きまして、防災ハザードマップ改訂事業についてご説明させていただきます。先ほどの地域防災計画改訂事業でご説明させていただきました避難所の指定につきまして、一部未確定であるということと、福岡県の土砂災害特別警戒区域の指定工事が一部3月にずれ込む予定となっているため、繰越明許費補正とさせていただいております。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員）　説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員）　次に進みます。10款4項の2事業について、併せて説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（菊武良一）　それでは10款教育費、4項社会教育費、特別史跡水城跡保存整備事業513万円の繰越についてご説明いたします。現在、将来の水城跡の整備に向けまして、大野城市と歩調を合わせまして福岡県の指導のもと、基本計画の設計をしておるところですが、時間を要しているため繰越をお願いしたいというものでございます。

続きまして、同じく10款教育費、4項社会教育費、西鉄二日市操車場跡地利用構想策定事業210万円についてご説明いたします。ご承知のとおり、現在、西鉄操車場跡地につきましては、推定客館跡ということで、文化庁の方に国指定の史跡に向けまして協議をすすめているところですが、地権者である西鉄との協議、いわゆる指定の同意、また、買い上げの時期等に時間を要したため繰越をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。10款5項、松川運動公園整備事業について、説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） それでは10款教育費、5項保健体育費、松川運動公園整備事業1,300万円についてご説明申し上げます。これは、平成25年度6月補正で計上しておりました松川運動公園の整備事業費のうち、旧管理棟の施設整備改修に時期を合わせまして、主に駐車場の舗装やトイレに係る工事分を繰越すものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

副廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今、説明の中でグラウンドやトイレ等と言われましたよね。

（木原生涯学習課長「いいえ、等とは言ってないです。」と呼ぶ。）

○委員（福廣和美委員） 言ってないですか。

（木原生涯学習課長「はい。」と呼ぶ。）

○委員（福廣和美委員） ほかのことには使わないですよ。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 駐車場の舗装とトイレです。

福廣和美委員「それだけですよね。まさか、体育館のいろんな備品関係に使わないよね。」と呼ぶ。）

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。次に進みます。

補正予算書5ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正の審査に入ります。

お諮りします。

今回の補正は、消費税増税に係るものであるため、上段から順次所管課より一括して説明を求め、その後一括して質疑を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりといたします。

それでは、追加、消費税増税分の表の上段から、起債管理システム保守委託料及び賃借料について、併せて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 平成26年4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、この増税分につきましては、契約の変更を要することから、引き上げられる3%分、ここでは起債管理システム保守委託料2,000円、起債管理システム賃借料8,000円につきまして、債務負担行為の追加として計上させていただいているものでございます。経営企画課分は以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 次に、複合機スキャンシステム保守委託料から庁舎複合機賃借料までの計5件について、併せて説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（久保山元信） 管財課分につきましても、経営企画課長が先ほど説明いたしました消費税増額分の追加をお願いするものでございます。

複合機スキャンシステム保守委託料、3カ年分の3,000円でございます。複合機プリントシステム保守委託料、3カ年分の12万8,000円でございます。庁舎警備業務委託料、昼間の分でございますが、これにつきましては2カ年分の8万7,000円でございます。次に、公用車賃借料、これは電気自動車1台のリース分で、3カ年で3万1,000円でございます。複合機賃借料、庁舎の複合機は35台ありますが、この分が3カ年で71万3,000円の追加の債務負担行為補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 次に、人事給与システム賃借料について、説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） 人事給与システムにつきましては、職員の服務管理、給与管理を行っているシステムでございますが、この分につきましても消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、1年間9万3,600円の4カ年分を合わせまして37万6,000円を補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 次に、シンククライアントシステム構築等関係費からセキュリティ対策サーバ等保守委託料までの計4件について、併せて説明をお願いします。

情報・公文書館推進課長。

○情報・公文書館推進課長（百田繁俊） これらはいずれも先ほど以来申しあげております、消費税率の5%から8%に引き上げられることに伴います、変更の契約に伴います消費税増税3%分でございます。シンククライアントシステム構築等関係費、第1期構築分25万4,000円、第2期構築分17万8,000円、第3期構築分18万4,000円、これらはいずれも保守委託に関係する部分でござい

ます。及び、セキュリティ対策サーバ等保守委託料といたしまして、24万6,000円を計上させていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 次に、学童保育所の指定管理料について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 指定管理料、学童保育所につきまして、ご説明させていただきます。

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、契約の変更を要することから引き上げられる3%分につきまして、債務負担行為の追加として計上させていただきます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 次に、消防団管理システム賃借料について、説明をお願いします。

協働のまち推進課防災安全係長。

○協働のまち推進課防災安全係長（竹崎雄一郎） 消防団管理システム賃借料についてご説明いたします。

平成26年4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、増税分の3%分につきまして契約の変更を要することから、消防団管理システム賃借料3万2,000円につきまして債務負担行為の追加として計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 次に、教育情報ネットワーク保守委託料から次の6ページ、各中学校複合機賃借料までの計6件について、併せて説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） それでは 学校教育課分といたしまして、次の6ページの5段目複合機賃借料、各中学校分までを併せてご説明させていただきます。

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、契約の変更を要することから、引き上げられます3%分につきまして、債務負担行為の追加として計上させていただきます。

金額につきましては、限度額は補正予算書右端のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 次に、施設予約システム使用料について、説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 施設予約システム使用料の債務負担行為補正についてご説明いたします。

平成26年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴う変更でございます。平成25年度から平成29年度までの4カ年分で、24万4,000円の変更になっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 次に、電算システム保守委託料について、説明をお願いします。

市民図書館長。

○市民図書館長（田村幸光） 市民図書館、電算システム保守委託料の債務負担行為補正の説明をさ

させていただきます。平成26年度に消費税の増額に伴い、平成26年度から平成28年度の3カ年、11万7,000円の増額をお願いするものです。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 次に、AED賃借料について、説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） AED賃借料の債務負担行為の変更についてご説明いたします。これにつきましては、平成26年4月1日から導入されます消費税増税に伴う3%分の変更でございます。8,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 次に、青少年相談センターの機械警備業務委託料について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 機械警備業務委託料、青少年相談センターにつきまして、ご説明させていただきます。平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、契約の変更を要することから引き上げられる3%分につきまして、債務負担行為の変更を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 次に、中央公民館の機械警備業務委託料について、説明をお願いします。

中央公民館長。

○中央公民館長（田村幸光） 中央公民館、機械警備業務委託料についてご説明させていただきます。中央公民館の夜間の機械警備の業務委託料として、平成26年度から平成28年度まで、補正限度額が2,000円増額するというので計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） それでは、第2表全体について、質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 全体に関わることでありますので、お答えはどなたが答えていただいても結構なんですが、年度を見ますと、これは景気の動向によっては消費税率が10%に上がる時の年度も含まれているというふうに認識するのですが、仮にこの消費税率が10%にこのまま、政府の計画どおりに上がった場合の対応というのは、6ページにあります変更というかたちで議会に上程されてこられるのか、現状の認識だけお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 債務負担の変更につきましては、会計年度独立の原則によりまして、設定年度以降につきましては、補正の変更というかたちはできませんので、平成27年度にもし10%になった場合につきましては、また新たに追加の設定をさせていただくこととなります。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、当委員会所管分の補正全体について質疑もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） ないですね。

以上で本案に対する説明、質疑は終わりました。

（渡邊美穂副委員長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） ここで、修正動議を提出提出したいと思います。

○委員長（門田直樹委員） ただいま、渡邊副委員長から、議案第15号の当委員会所管分について、修正案を提出したいとの動議が出されましたので、ここで暫時休憩します。

休 憩 午前11時50分

~~~~~○~~~~~

再 開 午11時54分

○委員長（門田直樹委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま渡邊副委員長から、別紙修正案のとおり修正動議が提出されました。

これから、修正案と原案を合わせて議題といたします。

それでは、修正案の提出者の説明を求めます。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 原案の10款5項保健体育体育費の総合体育館建設関係費について減額をしたものでございまして、この数字を合わせるために財産収入の財産売払収入の部分から補てんをいたしまして、一般財源など補正の関係にも一番影響がない方法をとりたいと思っております。こちらの方から補てんをさせていただき、別表で今ご覧いただいている内容で、修正をさせていただくというものです。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（藤井雅之委員「質疑は執行部へですか、提出者にですか」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 提出者にです。

修正案を見るのに時間が要りますかね。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 今、提出者の渡邊副委員長の方から説明された提案理由の中でもありまし

たけれども、補正等への影響等がないというかたちの提案のかたちでありましたが、これは国の補助事業、補助金ですよね。しかも、他の事業にまたがる部分のこの一部だけをですね、減額ということがそもそも成り立つのかというのが、私の中で疑問に思うのですが、その辺りのご見解、ご認識をお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 確かに、さっきおっしゃっておられました国からの交付税がございまして、これが3つ一緒になって学校施設環境改善交付金ですか、しかしながら、実際これで大規模改修が行われているわけですが、その総額は、補助金、交付金の総額は6,000万円足らずで、実際は太宰府市の市債の方で30億円以上の借金をして大規模改修を行っているわけで、ここの交付金から6,000万円仮にこの3つの交付金が全部だめになったとしても、ほとんどの財源は、今、市債からまかなっているわけですよね。ですから、市債の方にそれぞれ例えば2,000万円、3,000万円ぐらいの市債の増額を行ったとしても、学校の改修には影響はないと、私は思っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで修正案に対する質疑を終わります。

続きまして、修正案に対する討論を行います。

反対討論から行いたいと思いますが、討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 私はご提案いただきましたこの修正案には反対をさせていただきたいと思えます。今、提出者にご認識を伺いましたけれども、やはりこの1つの補助金で行う事業の一部だけを修正するというかたちは、私は今回のこの提案の部分については、そういったかたちはなじまないのではないかというふうに判断をいたします。よって、この提案の修正案に関しましては、反対を表明いたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

ないようなので、これで修正案に対する討論を終わります。

修正案について採決を行います。

さきほど提出されました修正案に、賛成の方は挙手願います。

（賛成少数）

○委員長（門田直樹委員） 可決1名に対し、否決3名です。

したがって、修正案は否決されました。

〈修正案否決 賛成1名 反対3名 午前11時58分〉

○委員長（門田直樹委員） それでは原案に戻り、原案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 私は提案されております総務文教常任委員会に付託されました所管分の今回の補正予算分については、反対を表明したいと思っております。反対の理由としましては、2点ございます。まず、今議題となっております総合体育館の整備に関して、この間議会に説明があつたこと、とりわけ総工費に関する22億円の部分が大きく負担がふくらんでいることの懸念がありまして、現状において体育館の建設を早急に進めるということには、懸念があるということが1点。

そして、債務負担行為の提案がありましたが、消費税増税分の、これは直接は住民の方が負担されるものではございませんが、自治体の負担が消費税増税によって増えるということでありまして、昨年12月議会に関連します公共施設の消費税増税に関する議案につきまして反対をしておりますので、同様の内容であると判断いたしまして、今回総務文教常任委員会に付託されました補正予算については、反対を表明します。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 私は、この補正予算につきましては、大変じくじたる思いではありますが、賛成の立場から討論いたします。ただ今修正案を提出させていただきましたが、私が反対をしておりますのは総合体育館に関する建設費用についての部分のみでありまして、それ以外の補正につきましては、全く異論がないところでございまして、今委員会の意見といたしましては、修正案の部分につきましては否決をされましたので、それが議会の意思だというふうに厳粛に受け止めるしかございませんので、ただ、それ以外の部分については賛成であるということで、補正予算全般については賛成させていただきます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） よって、議案第15号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成3名 反対1名 午後0時00分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時01分

~~~~~○~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成26年3月31日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹